

環境福祉委員会委員長報告書

令和2年6月定例会

環境福祉委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部に説明を求め、質疑、検討の結果、議案第2号のうち本委員会所管分、並びに議案第3号及び第9号の議案3件については、全員異議なく、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程における発言のうち、その主なものについて申し上げます。

まず、健康福祉部関係では、

新型コロナウイルス感染症の検査体制や医療提供体制の強化について、徹底したPCR検査の実施体制や、感染のまん延期にも迅速かつスマートに検査が受けられる体制の構築に、今後どのように取り組むのか。

また、再度の感染拡大に備え、ピーク時にも十分に対応できる病床の確保や、高度な医療に対応できる体制整備など、医療提供体制の強化に、どのように取り組むのか。

との質問に対し、

検査体制については、高度医療を担う医療機関や感染症指定医療機関等のPCR検査機器導入を支援し、1回あたりの検査数を現行の160件から310件に倍増させるとともに、かかりつけ医等の診断により検体採取を行う地域外来・検査センターを、市町や都市医師会と連携し9月中を目標に、各医療圏に1か所以上の設置促進に取り組む。

また、病床423床、軽症者等受入宿泊療養施設638室を確保し、合せて1061名の受入体制を整備するとともに、感染症指定医療機関等を対象に設備整備等の支援を行うことにより、医療提供体制の強化に取り組む。

との答弁がありました。

次に、医療機関や介護事業所等における感染拡大防止策への支援について、

衛生資材の確保や必要な設備の導入などに、県は、どのように取り組むのか。

また、子ども食堂の継続的な活動に向けた、感染拡大防止策への支援について、どのように取り組むのか。

との質問に対し、

医療機関や介護事業所等については、必要な資材の配布や購入費への補助を行うとともに、県でも備蓄資材の拡充を図る。さらに、感染の防止に必要な環境整備への取組に対し支援することとしている。

また、国が示す「新しい生活様式」に対応する子ども食堂の開催を支援するため、やまぐち・子ども子育て応援ファンドの子ども食堂特別枠に「子ども食堂新しい生活様式対応事業」を設け、助成することとしている。

県としては、それらの施設において、万全の感染予防策、感染拡大防止策が講じられるよう、支援してまいり。

との答弁がありました。

このほか、

新型コロナウイルスに関連して

- 保健所の体制整備について
- 看護師等の養成への対応について
- 国民健康保険に係る傷病手当金について
- 抗原検査の活用について
- 北九州市での発生事例について
- 新型コロナウイルス感染症対策に関する本部員会議等の活用について
- 診療控え等に伴う医療機関の経営支援について
- 休校措置に伴う障害児への対応について
- 親が感染した場合の障害児（者）への対応について
- 保育所等への応援給付金について
- 妊産婦への支援について
- 里帰り出産への対応について
- 子ども食堂の衛生管理について

- 児童虐待防止対策について
- 里親及び一人親家庭に対する相談窓口について
などの発言や要望がありました。

このほか、

- 福祉・医療施設防災マニュアルの策定について
- 福祉避難所の対応について
- 地域医療構想の見直しについて
- ドクターヘリの運用について
などの発言や要望がありました。

次に、環境生活部関係では、

飲食店への支援について、

新型コロナウイルスの第2波、第3波に備えた各店舗の感染拡大防止対策及び県の支援はどのように行うのか。また、持ち帰り食品の提供などを始めた飲食店も増えているが、食中毒等の衛生管理の指導にどのように取り組むのか。

との質問に対し、

今後、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた「新しい生活様式」の実践が求められるため、飲食店では、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを踏まえた取組が必要と考えている。

このため県では、新たに開設する応援サイトに、感染拡大防止対策に取り組む飲食店を掲載するとともに、絵表示を用いて取組内容が一目でわかるポスターを配布する。こうした店舗ごとの取組を「見える化」することで、消費者が安心して飲食店を利用できる環境づくりを推進し、飲食店を支援していく。

また、衛生管理については、持ち帰り食品の提供を行う飲食店等の衛生指導を重点項目に掲げ、飲食店の衛生監視指導を行う。

との答弁がありました。

次に、DV対策について、

外出自粛や休業などに伴うストレスにより、DVの増加等が懸念されて

いるが、具体的にどのような対策に取り組むのか。

との質問に対し、

新型コロナウイルスへの感染防止を図りつつ、DV被害者等に対する相談支援や一時保護を適切に実施する必要がある。

このため、男女共同参画相談センターにオンライン面接相談の環境を整備とともに、マスクや消毒液などの衛生・防護用品の確保等を行う。

また、一時保護所に空気清浄機の設置等を行い、さらに、民間シェルターにおける自主的な感染防止対策に要する経費の補助を行う。

こうした取り組みにより、DV被害者の相談支援や保護機能の継続・充実を図ってまいる。

との答弁がありました。

このほか、

- 交通安全対策について
- コロナ禍における県民活動について
- 男女共同参画基本計画の改定について
- 拉致問題について
- 新型コロナウイルス感染者の人権について
- 避難所におけるジェンダー平等について
- 夏休み中の給食の衛生管理について
- 山口県水道ビジョンについて
- レジ袋の有料化について
- ツキノワグマ対策について
- 鳥獣被害対策について
- ビジターセンターの管理について
- 鳥獣保護管理計画の更新について

などの発言や要望がありました。

次に、意見書案第3号については、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

終わりに、請願について御報告申し上げます。

本委員会に付託された請願第1号については、「持続可能な地域医療提供体制の構築は重要と考えているが、国は、再検証の要請について、公立・公的医療機関等の役割や、病床数等の方向性を機械的に決めるものではないとの説明をしている。地域医療構想については、国の動向も踏まえつつ、必要な医療機能がそれぞれの地域で確保されることを前提の上で、感染症対策等の非常時の対応を含め、地域医療の将来像について関係者間で丁寧に議論を行い、引き続き、真に実りある地域医療構想の実現に向けた取組を進めることが重要」などの意見があり、採決の結果、賛成少数により「不採択とすべきもの」と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

商工観光委員会委員長報告書

令和2年6月定例会

商工観光委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部に説明を求め、質疑、検討の結果、議案第1号及び第2号のうち本委員会所管分の議案2件については、全員異議なく、いずれも可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程における発言のうち、その主なものについて申し上げます。

まず、商工労働部関係では、

中小企業の事業活動の再開に向けた支援について、

新型コロナウイルスの感染拡大防止を徹底しながら、地域経済を回復させていく段階にある中、新しい生活様式への対応等、県内中小企業の新たな取組への支援が重要と考えるが、今後どのように取り組むのか。

との質問に対し、

景気の先行きが、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される中、本県の人の動きは徐々に戻り始めており、こうした復調に向けた期待感を県内経済の回復に確実に繋げていくため、中小企業の事業活動の再開支援に取り組んでいく。

具体的には、非対面・非接触型ビジネスへの転換や働き方の新しいスタイルへの対応に必要な事業環境の整備を行う企業や、新たな需要の獲得に向けた新製品・新サービスの開発等を行う企業を支援する補助金を創設するほか、販路開拓に向けた展示会への出展支援や、経営課題を解決するためのプロフェッショナル人材の活用への支援等を実施する。

こうした支援を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、新たなニーズに対応した経営の向上に挑戦する中小企業の取組を強力に後押ししていく。

との答弁がありました。

次に、新型コロナウイルスの影響を踏まえた企業誘致の推進について、
新型コロナウイルスの影響により、企業が生産拠点を地方に移す動き等
が活発になると見込まれる中、今後、どのように企業誘致を進めていくの
か。

との質問に対し、

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、投資に慎重になる
企業もある一方で、サプライチェーン対策やリスク分散の観点からの生産
拠点の国内への移転や地方への移転、働き方の新しいスタイルに対応した
地方へのサテライトオフィスの設置など、新たな企業ニーズも生まれてき
ている。

こうしたニーズを基に、対象業種・企業の精査を進め、サプライチェー
ンの国内回帰等に向けた国新たな補助制度の創設も好機と捉え、的を絞
った効率的・効率的な誘致活動を行っていく。

との答弁がありました。

これに関連して、

- 市町と連携した誘致体制の構築について
- 新たな事業用地の確保について
などの発言や要望がありました。

このほか、商工業振興関連では、

- 6月補正予算構築の考え方について
- キャッシュレス化の推進について
- 次世代産業の推進について
- 中小企業の海外展開支援について
- 中小企業制度融資の需要の動向と貸し倒れリスクに係る認識について
- 下請中小企業への支援について
- テラス営業等の新しい生活様式に対応する事業者への支援について

雇用・人材育成関連では、

- 県内の雇用状況に係る認識について

- 倒産、解雇等が発生した場合の対応について
- コロナ禍における就職支援について
- 働き方改革の取組状況について

電力関連では、

- 旧式の石炭火力発電所の休廃止に係る認識について
などの発言や要望がありました。

次に、観光スポーツ文化部関係では、

観光客の本県への取り込みについて、

新型コロナウイルスの影響により旅行需要は変化しており、これに的確に対応して、観光客を取り込んでいく必要があると考えるが、県としてどのように取り組むのか。

また、今後、「プレミアム宿泊券」などの観光需要喚起の取組を通じて、どのように観光客を呼び込んでいくのか。

との質問に対し、

民間の観光系調査機関のアンケートでは、「居住している都道府県内への旅行」や「人が少ない地方都市への旅行」などのニーズが高いことから、当面は、県内及び中国・四国・九州地方といった近県を中心に誘客を図る取り組みを進める。

また、今後の観光需要の喚起の取組については、「行こうよ。やまぐちプレミアムキャンペーン」として、プレミアム宿泊券や、フェリー券の発行のほか、本県観光を強力にPRする広報宣伝や旅行商品造成支援などを行い、県内から県外へと段階的に誘客を拡大していくこととし、併せて、本県の豊かな自然や特色ある文化等を活用した体験型コンテンツの造成支援にも取り組み、魅力ある観光地域づくりをさらに進めていく。

との答弁がありました。

次に、地域公共交通への支援について、

新型コロナウイルス感染症により、県内バス会社など地域公共交通機関へは、どのような影響が出ているのか。

また、この度の補正予算では、県内交通事業者が実施する感染症対策へ

の支援の予算額が大きいが、具体的には、どのような支援を行うのか。
との質問に対し、

緊急事態宣言発令以降、不要不急の外出自粛や、県をまたいだ移動の自粛要請等により、県民の外出機会が大きく減少したことから、貸切バスや路線バス、タクシーなど公共交通機関の利用は大幅に減少している。

このため、地域生活や経済活動を支える公共交通機関を県民が安心して利用できるよう、県内交通事業者が「感染予防対策ガイドライン」に沿って実施する飛沫防止のための仕切りカーテンや除菌機器の導入、車両等の洗浄・消毒・除菌等について支援を行う。

との答弁がありました。

次に、観光振興関連では、

- インバウンドの取組について
- 温泉キャンペーンに対する評価と今後のオフ泉県やまぐちの取組について
- 観光施策予算の見直しについて

このほか、

- 内航フェリー事業者への支援について
 - 山口宇部空港の利用客減少による影響等について
 - 厚狭駅のバリアフリー化について
 - コロナウィルスの影響下における国際交流について
 - 多文化共生の取組について
 - レノファ山口、ACT SAIKYŌへの支援と連携について
 - コロナの時代におけるスポーツのあり方、楽しみ方について
 - サイクリング県やまぐちの現状と今後の対応について
 - スケートボード等の新分野スポーツについて
 - 文化芸術への支援について
 - 新しい生活様式を踏まえたイベントのあり方について
- などの発言や要望がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

農林水産委員会委員長報告書

令和2年6月定例会

農林水産委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部に説明を求め、質疑、検討の結果、議案第2号のうち本委員会所管分、並びに議案第8号の議案2件については、全員異議なく、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程における発言のうち、その主なものについて申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響への対策について、

農林漁業者がこれからも安心して生産活動を続けていくために、農業、林業、漁業の各分野で、どのような対策を講じていくのか。

との質問に対し、

厳しい状況の中にあっても経営を継続できるよう、品目毎の実情に即して、農林漁業者に寄り添ったきめ細かな支援を実施することとしている。

具体的には、農業分野では、花きや野菜等の次期作に必要な種苗代等の生産経費を支援するほか、酒米の主食用米等への転換や在庫調整に要する経費を支援するとともに、肉用牛農家に対しては、販売価格が基準を下回った場合に補填される、国の経営安定交付金等で措置されない部分について、本県独自の支援を実施する。

また、林業分野では、住宅受注件数の減少に伴い、今後さらに木材需要の落込みが懸念されることから、森林組合等の林業事業体の雇用を維持するため、木材生産を伴わない下刈りや除伐等の森林整備事業を実施する。

さらに、漁業分野では、県外市場への流通ルートを維持するため、出荷する際の輸送経費を支援するとともに、県内市場への安定供給に取り組む漁業者の操業経費を支援していく。

との答弁がありました。

次に、県産農林水産物の需要回復・拡大について、
新型コロナウィルス感染症拡大により落ち込んだ需要を回復・拡大させ
るため、どのように取り組むのか。

との質問に対し、

今後はイベントの開催制限等が段階的に緩和されることから、こうした
新たな局面を見据えた効果的な需要喚起対策を積極的に展開することとし
ている。

まず、地産・地消対策として、10万人以上を対象に、和牛や地鶏、花
き、日本酒等の割引販売を行う「みんなでたべちゃろ！キャンペーン」を
実施するなど、県民の皆様とともに農林漁業者を応援する取組を推進する。

また、首都圏等に向けては、県産鮮魚を直送する「ぶちうま産直市場」
を活用し、鮮魚と和牛をセットとしたキャンペーンを実施するなど、これ
までの取引の継続に加え、新たな顧客の掘起しにも取り組む。

さらに、新しい生活様式に対応した販売促進対策として、家庭需要をタ
ーゲットにした販売サイトを新たに構築するとともに、料理や花の写真コン
テストを通じてSNSユーザーを販売サイトへ誘導するなど、社会経済
環境の変化に的確に対応しながら取組を進めてまいりたい。

との答弁がありました。

次に、農業分野の労働力確保及びスマート農業の導入について、
本県農業の活性化には、農業労働力の確保とスマート農業の現場実装を
互いに連携させながら進めていくことが重要と思われるがどうか。

との質問に対し、

担い手の減少・高齢化が急速に進み、生産現場での労働力が不足してい
る本県農業においては、異業種から人材を取り込む労働力確保の取組と、
省力化が可能となるスマート農業技術の導入が重要である。

また、誰でも活用可能なスマート農業技術の導入に向けて、労働力確保
の観点からも検討することで、農業に初めて携わる方が一層使いやすい技
術となるなど、二つの取組の連携によりさらなる事業効果が期待できるこ
とから、関係機関と一体となって積極的に推進してまいりたい。

との答弁がありました。

このほか、農業関係では、

- 新型コロナウイルス感染症拡大による新規就業者確保対策への影響について
- 農業大学校における社会人研修の実施状況について
- 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた県産農林水産物の海外展開について
- 電子商取引サイトの活用による販路拡大について
- 酒米の産地品種銘柄について
- 鳥獣被害防止対策について
- 出水期におけるため池災害の未然防止対策について
- 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法について
- 農林水産事務所における各部の連携について

林業関係では、

- 林業雇用維持緊急対策事業の支援対象について
- 林業成長産業化地域モデルの取組について
- 直交集成板（C L T）の取組状況と今後の見通しについて
- 出水期における山地災害の防災・減災対策について

水産業関係では、

- 鯨肉の消費拡大について
 - 本県のクロマグロ漁獲枠について
 - シロアマダイの種苗生産試験について
- などの発言や要望がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

土木建築委員会委員長報告書

令和2年6月定例会

土木建築委員会を代表いたしまして、本委員会においてなされた所管事項に係る発言のうち、その主なものについて御報告を申し上げます。

まず、土木建築部関係では、

新型コロナウイルス感染症の土木建築行政への影響について

本県の建設業への影響及び公共工事における工期や事業者への負担等の影響は生じていないか。また、産業・交流基盤の整備や防災・減災対策などの公共事業は不可欠であり、新型コロナウイルス感染症の影響下でも、感染予防対策を講じた上で着実に進めるべきだが、どのように対応するのか。

との質問に対し、

本県の建設業については、日銀下関支店が公表している業況判断指数によると大きな変化がないこと、また、業界団体への聞き取り結果においても大きな影響は出でていないこと、などから深刻な影響は生じていないものと考えている。

次に、公共工事における工期への影響について、県では、受注者から申し出があった場合に、必要と認められる場合には、工事の一時中止や工期の見直しを行うこととしており、これまでに土木建築部発注工事で一時中止を行った工事が9件及び工期の延長を行うこととしている工事が11件あるが、公共工事全体の1%程度と少ないとから、影響はほとんどないものと考えている。

また、事業者への負担等の影響については、感染予防対策として、受注者が購入する赤外線体温計や、一時中止期間中の現場の維持に要する費用などの増加費用について、必要に応じて、経費として適切に措置することをしていることから、影響はほとんどないものと考えている。

公共土木施設は、経済活動や県民生活を支える重要な社会基盤であることから、産業力強化のための港湾の整備や、交流基盤となる道路網の整備、災害に強い県づくりに向けた河川の整備などの公共事業を進めるにあたり、県としては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響下であっても、

国が示した「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、対策の徹底を図った上で、着実に進めてまいる。との答弁がありました。

これに関連して、

- 県有施設の感染予防対策について
- 公営住宅に係る対応状況についてなどの発言や要望がありました。

次に、ダムの事前放流について

事前放流等により洪水調節機能の強化を図るため、一級水系については、治水協定が締結されたとのことであるが、二級水系の事前放流に向けては、今後どのように取り組んでいくのか。

との質問に対し、

県内の二級水系には、県管理のダムが19基、企業局などが管理するダムが17基あり、これらのダムがある水系が18水系ある。県では、近年、甚大な浸水被害を受けるとともに、貯水容量の大きなダムがある水系から、事前放流の実施に向け、関係利水者等の理解を得ながら、治水協定を締結していく考えである。

との答弁がありました。

これに関連して、

- 一級水系の治水協定と事前放流の概要について
- 国の損失補填制度の概要と二級水系における損失補填制度の創設についてなどの発言や要望がありました。

このほか

- コンパクトなまちづくりについて
- 中心市街地の活性化について
- 港湾の施設整備等について
- 宇部港港湾計画の改訂等について

- 民間造成団地の地盤沈下・崩土等に係る対応について
- 山口県賃貸住宅供給促進計画の策定等について
- 通学路の交通安全対策について
- 下関北九州道路について
- 災害復旧について
- 県管理河川の浸水想定について
- 公共スペースの利活用について
- 道路網の整備について

などの発言や要望がありました。

次に、企業局関係では、

新型コロナウイルス感染拡大に係る対応について

このたび工業用水道条例施行規程を改正し、工業用水道料金の徴収猶予に係る手続きを明確化したとのことであるが、受水企業からの相談件数や内容、対応実績について伺う。

との質問に対し、

受水企業からは、1社から本年4月分の工業用水道料金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅勤務が実施されるなど、経理機能が一部制限され、企業としての支払日が限定されたことから、本来の納期限を5日間延長できないかとの相談があり、このたび改正した規程に基づき、徴収猶予の決定を行った。

との答弁がありました。

次に、ダムの事前放流に対する企業局の見解について

利水事業者としての企業局は、事前放流についてどのような見解なのか。との質問に対し、

一級水系の事前放流に係る治水協定の締結にあたっては、事前放流の実施条件や放流後の確実な貯水量回復方法等の対策について、確認・検証を行い、企業局から利水企業に対し、その内容を説明したうえで対応した。

事前放流については、今後も、利水事業者としての立場から、河川管理者やダム管理者と連携し、利水企業等への影響に配慮しながら対応する。

との答弁がありました。

これに関連して、

- ダムの事前放流に対する利水企業の理解及び損失補填について
発言や要望がありました。

このほか、

- 島田川工業用水道の給水開始に向けた仕上げの工程について
- 厚東川2期ルートバイパス管布設事業について
- 企業局で検討している新技術を使った取組について
- 企業局の経営に対する公営企業管理者の意気込みについて
などの発言や要望がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

文教警察委員会委員長報告書

令和2年6月定例会

文教警察委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部に説明を求め、質疑、検討の結果、議案第2号のうち本委員会所管分、並びに議案第10号の議案2件については、全員異議なく、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程における発言のうち、その主なものについて申し上げます。

まず、教育関係では、

学校におけるICT環境整備について、

国のGIGAスクール構想の前倒しに合わせて、県立高等学校等では今年度中に一人一台の端末整備等が進められるとのことであるが、子どもたちが授業で端末を使えるようになるのはいつ頃か。また、市町立小中学校についてはどうか。

との質問に対し、

県立高等学校等の端末の調達については、県予算成立後、速やかに入札の手続きを開始することとしており、年度内には、授業で使えるように進めたい。また、市町立の小中学校の端末調達については、県教委と全ての市町教委を構成員とする「山口県教育ICT推進協議会」が主体となって、共同調達を現在進めており、各市町の希望により調達時期を設定していることから、早い市町では2学期から授業で使えるようになる予定となっている。

との答弁がありました。

これに関連して、

- ICTの活用に係る教員研修等について
- ICTを活用したオンライン授業等について

- 教員のICT活用に対する支援等について
 - 市町立小中学校向けのオンライン学習教材の作成支援について
 - ICT整備による子供の体調への影響について
 - ICT機器の更新等について
- などの発言や要望がありました。

次に、高等学校総合体育大会等の代替大会について、
新型コロナウィルス感染症拡大の影響で高等学校総合体育大会等が中止
されたことに伴い、県内の高校生が部活動の成果を発揮できる集大成の場
を作るため、「やまぐち高校生2020メモリアルカップ」等の代替大会
が開催されることとなったが、開催競技における参加生徒数など開催規模
の見込みや、長期の休校の影響で参加を見送った学校の生徒等への配慮は
どうか。また、これらの代替大会を応援するために開設された「部活動応
援サイト」の現段階の状況はどうか。

との質問に対し、

「やまぐち高校生2020メモリアルカップ」の各競技は7月から11
月中旬くらいまでの開催を予定しており、早期に開催される競技について
は、昨年度並みの規模で開催できると考えられるが、開催時期が遅い競技
については3年生の進路準備の関係などにより例年より参加生徒数が減少
するのではないかと考えられる。

参加できない生徒への配慮としては、「部活動応援サイト」への応援メッ
セージや部活動への思いの投稿などにより、参加できない生徒も応援でき
る仕組みを構築しているところである。

また、「部活動応援サイト」については、現時点は、大会前に応援メッセ
ージを募集するため、簡易サイトを開設しており、今後、内容を充実させ、
7月中旬に正式サイトへ移行する予定であり、目標に向かって頑張る高校
生を応援するため、「部活動応援サイト」の周知及び積極的な活用を促して
いく。

との答弁がありました。

このほか、

- 県央部多部制定時制高校の設置について

- 長期休校による教職員の業務負担等について
 - 学校での避難訓練の取組状況について
 - 山口博物館の特別展と感染拡大防止対策について
 - 高校生の就職支援について
 - 県立高校の入学試験について
 - 休校による学習評価や子供の体調への影響について
 - 地方創生臨時交付金の教育分野における活用について
 - 県内全域での一斉休校について
 - 特別支援学校のスクールバスの増便等について
- などの発言や要望がありました。

次に、警察関係では、

県警における新型コロナウイルス対策について、
感染拡大が危惧されている中での運転免許業務における対応や、運転免
許業務再開後の感染予防対策はどうか。

また、警察署の留置施設内における感染予防対策はどうか。
との質問に対し、

全国に緊急事態宣言が発令されたことを受け、運転免許手続きに来られる方の感染を予防するため、4月22日から5月24日までの間、総合交通センター及び各警察署等において、更新手続きや高齢者を対象とした認知機能検査など、一部の運転免許業務について休止したほか、早急に手続きが必要な方以外の方には来場を控えていただくよう、県民の皆様に協力ををお願いした。

運転免許業務再開後の感染予防対策としては、密集・密接を避けるため、受付時間を記した入場整理券の交付、各窓口で間隔を保つための表示、視力検査機やボールペンなどの消毒、講習室の換気や間隔を空けた座席の配置などを実施するほか、講習室や講習回数を増やすなどして3密対策を講じている。

また、警察署の留置施設内における感染予防対策については、被留置者を新規に留置する際は、体温測定や海外の渡航歴、現在の住居地、新型コロナウイルス感染者との接触可能性等を確認し、場合によっては、医師の診察を受けさせるなど、ウイルスを持ち込ませない対策を実施している。

さらに、留置担当官は、マスクの着用、アルコール消毒液等による手指消毒を徹底するとともに、留置施設内の換気、定期的な留置施設内の消毒を徹底するなど、細心の注意を払っている。

との答弁がありました。

このほか、

- 道路交通法改正によるあおり運転の厳罰化について
 - 交通安全サポート車の普及による高齢者の交通安全対策の推進について
 - 交番等における安全対策の現状について
 - 警察官に対するPCR検査の実施状況について
 - 「夏の交通安全県民運動」の重点施策について
 - ゾーン30の設定について
 - 可搬式オービスの導入・運用について
 - ボウガンに対する県警としての取組について
- などの発言や要望がありました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。

総務企画委員会委員長報告書

令和2年6月定例会

総務企画委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部に説明を求め、質疑、検討の結果、議案第1号及び第2号のうち本委員会所管分、並びに議案第5号から第7号までの議案5件については、全員異議なく、いずれも可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程における発言のうち、その主なものについて申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症について、

5月5日を最後に、県内での感染は確認されていないが、再度の感染拡大も予想されることから、長丁場の対応が必要になることが想定される。

県民の命とともに経済も守っていくためには、県が組織を挙げて的確な対応を講じる必要があるが、新型コロナウイルス感染症の第2波に備え、どのように対応していくのか。

との質問に対し、

東京都での連日の感染者発生などを見ると、現在も安心できる状況はないことから、山口県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、第2波に備えるため、感染状況の継続的監視、PCR等検査体制の強化、医療提供体制の拡充等感染拡大に備えた対応や、県内経済の回復に向けた消費需要の喚起対策などの対応方針を確認したところであり、県民の命と生活を守ることが第一との認識のもと、市町や企業、関係機関と連携し、感染症の拡大防止と社会経済活動の両立に取り組んでまいりたい。

との答弁がありました。

また、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むため、行財政構造改革の一時凍結が行われたが、感染症収束後は、新たな視点で行財政構造改革に取り組む必要があるが、県として、どのように考えるのか。

との質問に対し、

新型コロナウイルス対策への集中投資の終了時期を見極めたうえで、次期行財政構造改革を検討することとしている。

その際には、現行の改革の取組をベースとして、検討時点での県財政の状況や社会経済情勢、新たな政策課題への対応等を踏まえた検討を行うこととしたい。

との答弁がありました。

これに関連して、

- 休業要請の効果と影響に対する評価、認識について
- 情報関連対策チーム設置の狙いと取組について
- 山口県業務継続計画に基づく県庁内の職員応援体制について
- 県庁内での感染防止対策と発生した場合の業務継続体制について
- 行財政構造改革のこれまでの成果と財源調整用基金の状況について
- 市町移管等の協議が中止された施設の指定管理契約について
- 県職員の懇親会の開催基準について
- コロナ禍を踏まえた地方移住等の促進について
- 補正予算の応援給付金について

などの発言や要望がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症の拡大が、維新プランや第2期総合戦略、産業イノベーション戦略などの計画に影響を及ぼしているが、どのように取り組んでいくのか。

との質問に対し、

維新プランや第2期総合戦略については、感染の拡大状況や社会経済の動向を踏まえながら、事業の実施方法等を臨機応変に見直すことにより、落ち込んだ経済状況を回復させるとともに、計画の所期の目的の達成と成果の確保に最大限取り組んでいきたいと考えている。

一方で、東京一極集中のは是正や、社会全体のデジタル化などは、この度の感染拡大を契機として取組を加速化させることにより、今をチャンスに変え、より大きな成果を目指していくべきと考えている。

また、近くとりまとめられる、国の骨太の方針やまち・ひと・しごと創

生基本方針における社会変革の方向性にも、的確に対応していく必要がある。

県としては、維新プランと総合戦略の基本的な方向性は維持しながら、こうした状況の変化を計画の推進に的確に反映し、取組について必要な見直しを図りながら、県づくりをしっかりと進めてまいる。

また、産業イノベーション戦略について、県内企業は大変厳しい状況にあるが、本県の強みであるものづくりを中心とした高度な技術や産業集積を生かし、産業力を大きく伸ばす取り組みを着実に進めることが重要であり、5GやAI等の未来技術の活用等を積極的に進めるとともに、新たなニーズにも的確に対応し、本県産業力の強化に全力で取り組んでまいる。

との答弁がありました。

これに関連して、

- コロナ禍を踏まえた今後の産業戦略本部の開催について
 - ローカル5G、スマートファクトリーの取組について
 - 未来技術の事例創出、普及に向けた取組について
- などの発言や要望がありました。

次に、イージス・アショアの配備計画について、

防衛省は、6月15日に配備のプロセスの停止を突然発表し、24日の国家安全保障会議で配備断念を決定したが、これまで、外部有識者会議を設置し、検討を行うなど真摯に取り組んできた萩市等に対し、誠意ある対応を国に求めるべきであるが、県としてどう考えるのか。

との質問に対し、

今回のイージス・アショアの配備は、周辺住民の安全に関わる問題であり、しっかり精査した上で説明を行うべきであったことや、ブースター落下の危険性が取り除けないのであれば、そうした場所への配備は受け入れられない旨を、防衛大臣に伝えた。

今後、地元に対しては、防衛省の責任で丁寧な説明を行うよう求めいくこととしており、その際には、併せて、今回の防衛省の対応について、安全対策に係る検討が不十分のまま地元に提案されたことは遺憾であり、二度とこのようなことがないよう強く申し入れたいと考えている。

との答弁がありました。

これに関連して、

- イージス・アショアの配備断念の経緯について
 - 国による地元説明の実施について
 - 配備断念と阿武町長発言との関連について
 - ブースターの敷地内への落下に関する発言の経緯について
- などの発言や要望がありました。

次に、米軍岩国基地関係では、

- 移駐後の騒音状況を踏まえた騒音対策について
 - 今回のF C L P、C Qの訓練方法の要望について
 - F C L Pの恒常的訓練施設の整備状況等について
 - 米軍岩国基地のコロナ感染防止対策について
 - 基地関係者の子供の基地外の学校への通学自粛要請等について
 - 岩国基地周辺地域の振興策に関する特別要望について
- などの発言や要望がありました。

このほか、

- 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について
 - 知事記者会見における手話通訳について
 - 行政手続きのオンライン化について
 - 県職員のリモートワーク実施状況について
 - 災害時の避難所に関する民間団体等との協定の締結について
 - 避難所における感染拡大防止対策について
 - 外出自粛下における施設入所者への選挙対応について
- などの発言や要望がありました。

終わりに、本委員会に付託された、意見書案第1号及び第2号の意見書案2件については、採決の結果、いずれも、全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会の報告といたします。